

砥部町住宅リフォーム補助 申請の手引き

令和 4 年度版

目次

1. 事業概要について	・・・P1
2. 長寿命化・省エネタイプの申請	・・・P6
3. バリアフリータイプの申請	・・・P8
4. 安全・安心（耐震）タイプの申請	・・・P12
5. 子育て応援タイプの申請	・・・P13
6. その他の工事及び加算について	・・・P14
7. 交付手続	・・・P16
8. その他	・・・P21

1.事業概要について

【申請が出来る人】 次のすべてに該当する人

- (1) リフォーム工事を行う住宅を所有し、現在その住宅に住んでいる人又は実績報告時までに住む人
- (2) 町内に事業所等を有するリフォーム業を営む者と工事請負契約を締結する人
- (3) 実績報告後、砥部町が行う現地確認を受けることができる人

所有等に関する申請の可否

住宅の所有者	居住者	申請の可否
申請者	申請者	○
申請者（単身赴任中）	申請者の配偶者	○
申請者（登記手続中）	申請者	△（※1）
申請者の父・祖父（故人）	申請者	△（※2）
申請者	一般人（賃貸）	×

※1 実績報告までに登記手続きが完了する見込みであれば申請可。（売買契約済に限る）

※2 建設課へ相談してください。

ご注意ください！ 次のような方は申請できません。

- (1) 住宅ストック循環支援事業（国土交通省）の補助金を受けている方
- (2) 町税を滞納している方（町内外問わず）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

【申請が出来る住宅】

- 町内にある戸建住宅又は集合住宅（賃貸は除く）で、申請者が所有している住宅又は売買契約済で、実績報告までに申請人に名義変更する住宅

※未登記の建物は対象外です。

※離れなどは対象外です。

住宅の種類・所有状況による申請可否の例

住宅の種類	住宅の所有状況	申請の可否
戸建住宅	申請者	○
戸建住宅	法人（社宅等）	×
分譲マンション	申請者（部分登記）	△（※1）
併用住宅（※2）	申請者	△（※3）
賃貸住宅・賃貸マンション	申請者（賃借人）	×
賃貸住宅	申請者（オーナーが居住部分を部分登記している）	△（※4）

※1 申請者が所有している専有部分の改修については申請可。共有スペースは対象外。

※2 延床面積の1/2以上が居住に使用しており、建物内部で行き来できるもの。

※3 住宅の外壁・屋根及び居住に使用しているスペースの改修に限る。

※4 申請者が居住に使用しているスペースの改修に限る。

【申請対象工事】

- 補助金交付決定後、施工業者と工事請負契約を締結する工事
- 砥部町内に事業所等を有するリフォーム事業を行っている法人又は町内に住所を有するリフォーム事業を行っている個人業者が行う工事
- 基本工事である4タイプの工事費が50万円（税抜）以上のリフォーム工事
- 補助金交付決定後に着工し、原則工事交付決定日から6か月以内に工事完了し、年度末までに実績報告書を提出できる工事

※実績報告の提出がない場合は、原則交付決定の取り消しを行います。

【工事依頼できる業者の要件】

- ・町内に住所を有する個人事業者で、リフォーム事業を営む者
 - ・町内に事業所等を有する法人で、リフォーム事業を営む者
- (町内に事業所等を有することが確認できない場合は、確認できる書類の提出を求めるところがあります。)

※事業所等とは、砥部町内の営業活動の拠点として、営業担当が常駐し、当該営業所で請負契約の締結権限を有するもの。

※見積書・契約書・領収書は、砥部町の契約権限を有する場所の住所・代表者の記入が必要です。

【申請の受付期間・窓口】

受付期間：募集枠 7 件分（内加算枠 2 件分）

令和4年4月11日（月）～令和4年12月28日（水）

※土日・祝日・年末年始を除く

※先着順で、募集枠に達した場合は、その時点で募集を終了します。

受付時間：月曜日から金曜日の 8：30～17：15 まで

受付場所：伊予郡砥部町宮内1392

砥部町役場 建設課

○申請の受付は随時行っています。

○郵送での申請も可能です。その際は、書類に不備がないか十分に確認してください。

【基本工事のタイプ】

長寿命・省エネタイプ

- 建物の劣化を防ぐ「長寿命」工事を実施
- 「省エネ」基準に適合させる工事を実施

バリアフリータイプ

- 高齢者や障がい者が安心して生活するための「バリアフリー」工事を実施

安全・安心（耐震）タイプ

- 「木造住宅耐震改修補助事業」に該当する工事に併せて住環境向上工事を実施

子育て応援タイプ

- 同居者に18歳未満又は妊娠している者がいる世帯が住環境向上工事を実施

※1タイプで50万円を超える工事が対象です。2タイプ以上の合算で50万円を超えても対象外です。

※外観を変更する工事については、砥部町景観条例の景観形成基準に適合するよう努めてください。

【加算措置】

三世代同居・近居、多子世帯加算

- 申請する住宅のリフォームを行うことで、新たに三世代同居・近居になる人又は多子世帯に該当する人

【補助金額の算定】

補助金額は基本額と加算額の合計となります。

(基本額)

(基本工事額＋住環境向上工事) × 10%

(補助金額)

基本額＋加算額

※基本額は限度 20 万円となります。

※補助金額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

【用語説明】

補助対象経費…基本工事額と住環境向上工事額の合計

三世代…親、子、孫（18 歳未満及び妊娠中の子どもに限る）

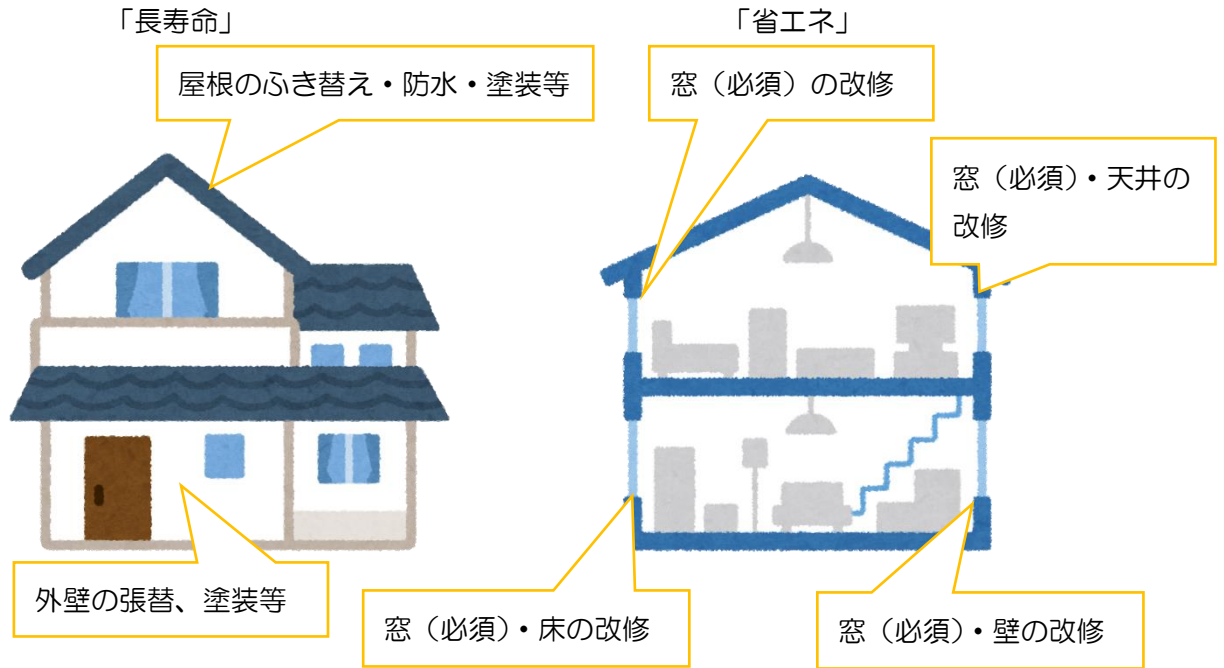
三世代近居…リフォーム工事に併せて、親・子・孫等の三世代からなる子育て世帯を含む 2 つの世帯が新たに近く（1 km の範囲内）で居住を行うこと（近居世帯の住宅は、補助申請者又はその配偶者と親・子・孫等の関係にある人又はその配偶者が所有し、かつ、その住宅で居住することが必要です。）

多子世帯…同居者に 18 歳未満の者が 3 人（妊娠中の子どもも含む）以上いる世帯

2. 長寿命化・省エネタイプの申請

【長寿命・省エネタイプに該当する工事】

(例)



【申請に必要な書類】

申請時の提出書類	詳細ページ
① 補助金交付申請書	P17
② 写真（全景・工事予定場所）	P17
③ 住民票の写し	P17
④ 町税を滞納していないことを証明する書類（完納証明）	P17
⑤ 登記事項証明書（家屋）	P17
⑥ 見積書（部屋別、工種別に数量が分かること）	P17
⑦ 暴力団排除に係る誓約書	P18
⑧ 各種同意書	P18
⑨ 対象住宅の位置図（地図）	P18
⑩ 工事内容を記載した平面図	P18
⑪ 省エネ改修工事内容確認書（省エネタイプの場合）	P18
⑫ 委任状（代理人申請の場合）	P18

【工事内容詳細】

長寿命タイプ

○住宅の長寿命化を目的とする工事で、次のいずれかに該当する工事（シールのみの打替工事を除く）を50万円以上行うもの

- （1）屋根のふき替え、防水、塗装その他屋根工事
- （2）外壁の張替え、塗装その他外装工事

省エネタイプ

○住宅の省エネ化を促進する目的の下記の工事を50万円以上行うもの

○省エネタイプは居室単位で窓を平成25年省エネ基準相当に適合させる必要があります。

○居室の窓が平成25年省エネ基準に相当しない場合は、床・壁・天井の改修は対象になりません。

●窓（必須）

平成25年省エネ基準（エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号）及び住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成25年国土交通省告示第907号）をいう。以下同じ）に適合させる工事

●天井

天井の断熱性能を高める工事で、平成25年省エネ基準に適合するもの（注）

●壁

壁の断熱性能を高める工事で、平成25年省エネ基準に適合するもの（注）

●床

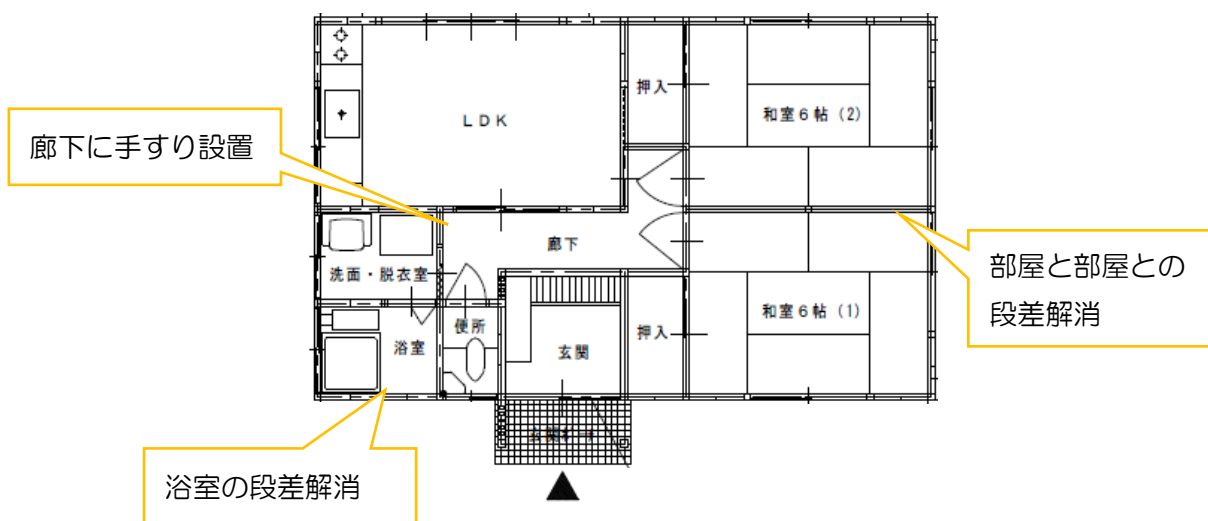
床の断熱性能を高める工事で、平成25年省エネ基準に適合するもの（注）

（注）省エネタイプでは、居室ごとに窓のリフォーム基本工事を行う場合に限り、その部屋の天井、壁又は床のリフォーム基本工事を行うことができます。ただし、部屋のすべての窓が平成25年省エネ基準相当に適合している場合は、この限りではありません。

3. バリアフリータイプの申請

【バリアフリータイプに該当する工事】

(例)



【申請に必要な書類】

申請時の提出書類	詳細ページ
① 補助金交付申請書	P17
② 写真（全景・工事予定場所）	P17
③ 住民票の写し	P17
④ 町税を滞納していないことを証明する書類（完納証明）	P17
⑤ 登記事項証明書（家屋）	P17
⑥ 見積書（部屋別、工種別に数量が分かること）	P17
⑦ 暴力団排除に係る誓約書	P18
⑧ 各種同意書	P18
⑨ 対象住宅の位置図（地図）	P18
⑩ 工事内容を記載した平面図	P18
⑪ 委任状（代理人申請の場合）	P18

【工事内容詳細】

高齢者の居住の安定のため、該当箇所について「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針（平成13年国土交通省告示第1301号）」の基本レベルに適合させる下記の工事を50万円以上行うもの

●階段（次に掲げるすべての要件を満たす工事）

- ①勾配が22/21以下であり、けあげ寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ、踏面の寸法が195mm以上であること
- ②蹴込みが30mm以下であること
- ③①に掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から300mmの位置における寸法とすること
ただし、次のいずれかに該当する部分にあっては、①の規定のうち各部の寸法に関するものは適用しないものとする
 - A. 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭いほうの形状がすべて30度以上となる回り階段の部分
 - B. 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭いほうの形状がすべて30度以上となる回り階段の部分
 - C. 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭いほうの形状が下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分

※既存の状況により上記階段の設置が不可能な場合、改良によりその勾配を緩和する工事は対象となります

●廊下（次に掲げるすべての要件を満たす工事）

- ①日常生活空間の通路の有効な幅員が780mm（柱等の箇所にあっては750mm）以上であること
- ②日常生活空間内の出入口（バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く。以下同じ）の幅員（玄関及び浴室の出入口については、開き戸にあっては建具の厚み、引き戸にあっては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以外の出入口については、軽微な改造により確保できる部分の長さを含む）が750mm（浴室の出入口にあっては600mm）以上であること。

※介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を既存より拡張する工事は対象となります

●浴室（次に掲げるすべての要件を満たす工事）

- ①浴室の短辺が、一戸建て住宅にあっては内法寸法で 1,300mm以上、一戸建て住宅以外の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあっては内法寸法で 1,200mm以上であること
- ②浴室の面積が、一戸建て住宅にあっては内法寸法で 2.0㎡以上、一戸建て住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあっては内法寸法で 1.8㎡以上であること

※固定式の移動台、踏み台その他高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事も対象となります

●便所（次に掲げるすべての要件を満たす工事）

- ①長辺（軽微な改造により確保できる部分の長さを含む）が内法寸法で 1,300mm以上であること
- ②便器の前方又は側方について、便器と壁の距離（ドアの開放により確保できる部分又は軽微な改造により確保できる部分の長さを含む）が 500mm以上であること

※便器を便座式のものに取り替える工事及び便座式の便器の座高を高くする工事も対象となります

●床（次に掲げるいずれかの要件を満たす工事）

- ①日常生活空間の床が、段差のない構造（5mm以下の段差が生じるものを含む。以下同じ）であること
- ②玄関の出入口の段差で、くつずりと玄関外部の高低差を 20mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差を 5mm以下としたもの
- ③浴室の出入口の段差で、20mm以下の単純段差（立ち上がりの部分が一の段差をいう。以下同じ）としたもの又は浴室内外の高低差を 120mm以下、またぎ高さを 180mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの

●建具

建具が開放しやすく、かつ、安全性に配慮したものであること。また、建具の取手、引き手及び鍵が使いやすい形状のものであり、適切な位置に取り付けられていること。

※開き戸を引き戸、折り戸等に取り替える工事、開き戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事も対象となります。

●手すり（次に掲げるいずれかの要件を満たす工事）

- ①階段の手すりには、少なくとも片側（勾配が45度を超える場合は両側）に、かつ、踏面の先端から高さが700mm～900mmの位置に設けられていること
- ②便所の立ち座りのためのもの
- ③浴室の出入りのためのもの
- ④玄関の上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのもの
- ⑤脱衣室の衣類の着脱のためのもの
- ⑥転落防止のためのもの
- ⑦便所、浴室、脱衣室その他の居室又は玄関及びこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事

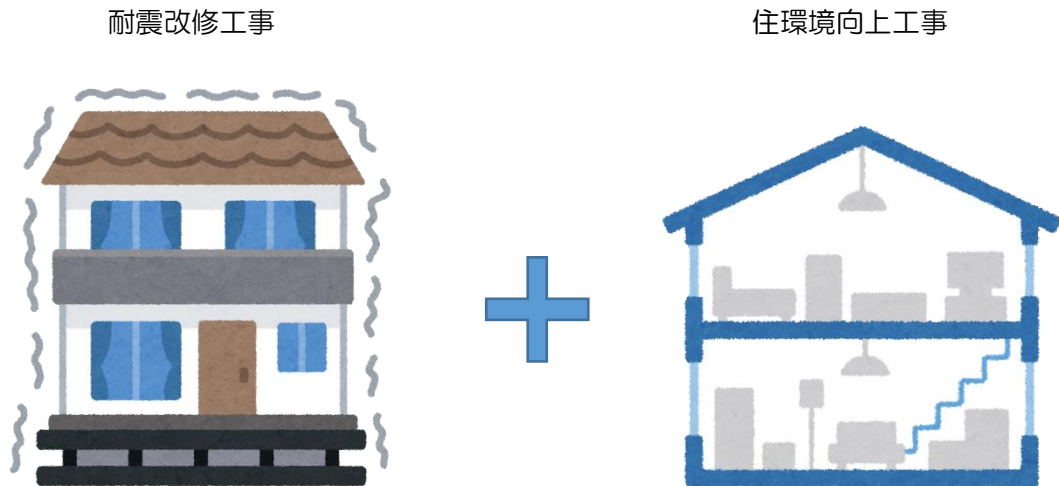
●床及び壁の仕上げ

便所、浴室、脱衣室その他の居室又は玄関及びこれらを結ぶ経路の材料を滑りにくいものに替える工事

4. 安全・安心（耐震）タイプの申請

【安全・安心（耐震）タイプに該当する工事】

砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付に係る耐震改修工事に併せて住環境向上工事を50万円以上行うもの



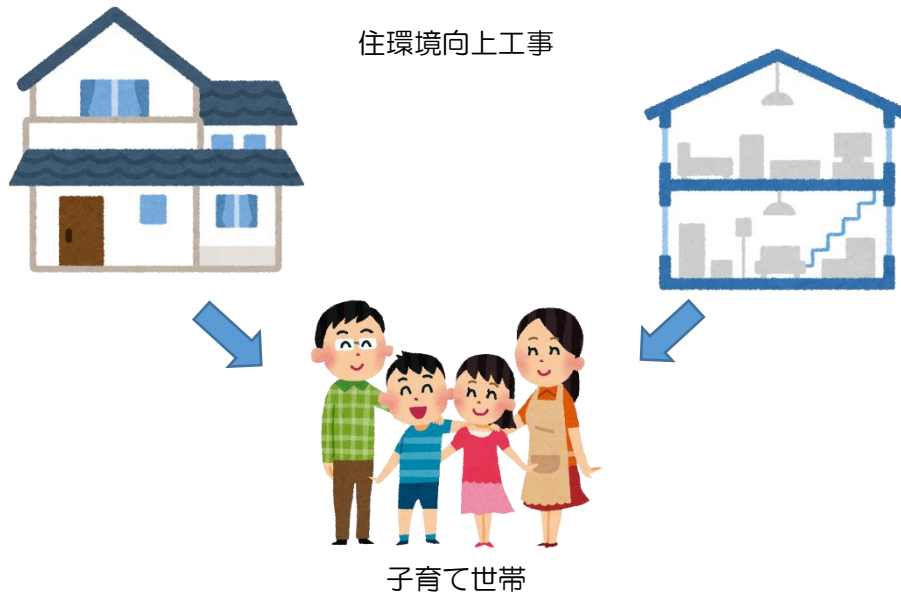
【申請に必要な書類】

申請時の提出書類	詳細ページ
① 補助金交付申請書	P17
② 写真（全景・工事予定場所）	P17
③ 住民票の写し	P17
④ 町税を滞納していないことを証明する書類（完納証明）	P17
⑤ 登記事項証明書（家屋）	P17
⑥ 見積書（部屋別、工種別に数量が分かること）	P17
⑦ 暴力団排除に係る誓約書	P18
⑧ 各種同意書	P18
⑨ 対象住宅の位置図（地図）	P18
⑩ 工事内容を記載した平面図	P18
⑪ 砥部町木造住宅耐震改修事業補助金申請書（耐震改修工事に係る）のコピー（受付印のあるもの）	
⑫ 委任状（代理人申請の場合）	P18

5. 子育て応援タイプの申請

【子育て応援タイプに該当する工事】

子育て世帯（18歳未満の人又は妊娠している人がいる世帯）の人が、住環境向上工事を50万円以上行うもの



【申請に必要な書類】

申請時の提出書類	詳細ページ
① 補助金交付申請書	P17
② 写真（全景・工事予定場所）	P17
③ 住民票の写し（世帯全員）	P17
④ 町税を滞納していないことを証明する書類（完納証明）	P17
⑤ 登記事項証明書（家屋）	P17
⑥ 見積書（部屋別、工種別に数量が分かること）	P17
⑦ 暴力団排除に係る誓約書	P18
⑧ 各種同意書	P18
⑨ 対象住宅の位置図（地図）	P18
⑩ 工事内容を記載した平面図	P18
⑪ 委任状（代理人申請の場合）	P18
⑫ 母子手帳のコピー（妊娠している人の場合）	

6. その他の工事及び加算について

(1) 住環境向上工事

◆外部工事

- 屋根のふき替え、瓦の取替、防水又は塗装その他の屋根工事
- 外壁の張替え、塗装、シールの打替
- 雨樋の取替、塗装その他の樋工事
- 開口部及びガラスの取替
- 既存の外装の修繕等

◆内部工事

- 内装工事：床、壁、天井材の張替及び塗替、間仕切りの移動壁紙の張替、畳の入替・表替
- 左官工事：玄関、浴室、土間等のタイルの張替
- 建具工事：サッシや出入口の木製建具の取替、ガラスの取替、網戸の張替・取替
- 造作工事：棚、下駄箱等作り付け家具の設置、手すりの設置
- 既存の内装の修繕

◆設備工事

- 浴室工事：ユニットバス・浴槽の取替、既存の給湯設備の取替
- 厨房設備：システムキッチンの取替その他の厨房設備工事
- 衛生設備工事：洗面台、和便器から洋便器の取替（配管等を含む）、給水管・排水管・ガス管の取替、ボイラー・温水器の取替等
- 電気工事：換気設備の設置、配線、コンセントの設置（工事を伴わない照明器具・電化製品等の設置を除く）

◆その他の工事

- 既存住宅の増改築工事（既存住宅全部の解体工事を除く）
- 玄関土間の段差解消
- 外部工事、内部工事、設備工事に関連して行う部分解体工事

※補助対象工事の施工後に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価の申請を行うときは、当該申請に係る手数料を補助対象経費に加えることが出来ます。

(2) 補助対象とならない工事

◆対象住宅の条件に該当しない工事

- 店舗、事務所、工場などのリフォーム工事
- 車庫、倉庫、離れ、物置などのリフォーム工事
- 賃貸住宅のリフォーム工事

◆対象工事の条件に該当しない工事

- 門扉、塀、植栽、剪定などの外構工事
- 下水道、浄化槽等の設置や改修、設置に伴う配管等の工事（住宅外部分）
- 雨水浸透ます、雨水タンクの設置工事
- 防犯機器、防災機器、通信機器等の設置工事
- アンテナのみの取替工事
- エアコンや照明器具等の家電製品の設置工事
- ハウスクリーニング、排水管等の清掃
- シロアリ駆除の消毒、薬剤散布
- ウッドデッキ、サンルーム、ベランダ等の設置及び改修工事
- 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、家庭用燃料電池システムの設置工事
- 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事

◆補助条件に該当しない工事

- 介護保険制度を利用したバリアフリー工事
- 国・県・町の補助制度を利用して行う工事

(3) 加算の添付書類

◆三世代同居・近居

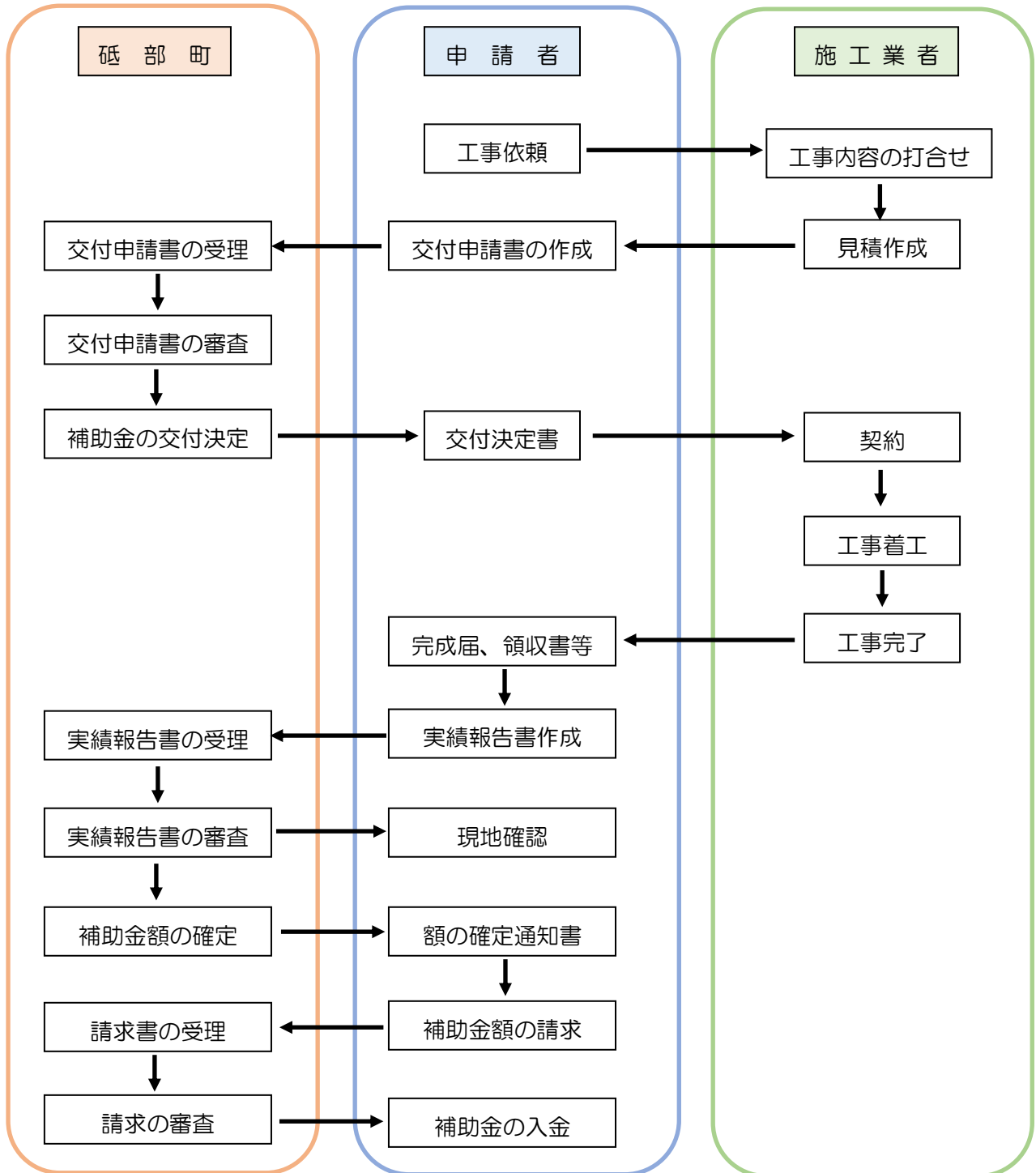
- 対象者全員が記載された住民票の写し
世帯分離をしている場合にはすべての世帯分
- 近居の対象者等の所有する住宅の位置が確認できる書類（地図等）及び近居対象者等の所有を確認できる書類

◆多子世帯

- 対象者全員が記載された住民票の写し
- 母子手帳のコピー（妊娠している人を加える場合）

7. 交付手続

(1) 手続の流れ



(2) 提出書類の詳細（申請時）

①提出書類

【補助金交付申請書】

【写真】

○リフォームを行う住宅の全景写真（2方向から各1枚）

○申請するすべての施工部分の写真（2方向から各1枚）

※A4用紙に貼り付けて提出してください。

（A4用紙にプリントアウトしたもので可）

【住民票の写し】

○3か月以内に発行されたもの

○子育て応援タイプで申請の場合は、世帯全員が記載されたものが必要です。

○多子世帯加算を申請する場合は、世帯全員が記載されたものが必要です。

※三世代同居・近居加算を申請する場合に、住民票の写しで続柄確認が出来なければ、追加書類として戸籍謄本の提出をお願いすることがあります。

【町税を滞納していないことを証する書類】

○原則「完納証明書」を提出してください。

○他市町から転入予定の方で、砥部町でまだ課税されていない方は、前住所地での完納証明書又は納税証明書を提出してください。

○3か月以内に発行されたもの

【登記事項証明書（家屋）】

○3か月以内に発行されたもの（コピー不可）

※管轄法務局で発行されます。

※未登記建物の場合は補助の対象となりませんのでご注意ください。

【見積書】

○「基本工事」と「住環境向上工事」を区分して作成してください。

※作成時の注意点

- ・施工業者の押印（代表者名記入）
- ・部屋別に工種ごとの数量が確認できること。
- ・工事費を合算し、「一式」と記載したものは不可
- ・工種をひとまとめにした「〇〇パッケージ」と記載したものは不可

- 書式は自由。
- 補助対象外工事も含めた見積書の場合は、対象内・対象外を明記すること。
- 安心・安全（耐震）タイプで申請する場合は、リフォーム工事と耐震改修工事の見積書を分けてご用意ください。

【暴力団排除に係る誓約書】

- 誓約書に署名・捺印の上、提出してください。

【各種同意書】

- 共有者同意書
- ※申請住宅を複数人で所有している場合
- ※相続手続きが出来ていない場合

【対象住宅の位置図】

- A4 で提出してください。

【工事内容が分かる図面】

- リフォーム工事を行う各階の平面図に工事内容を記入し、提出してください。
- 耐震改修工事と併せてリフォーム工事を行う場合は、区別して作成してください。
- 外観の変更を伴う場合は、砥部町景観条例の景観形成基準に適合することがわかる資料を添付してください。
- 併用住宅の場合は、住宅部分が 1/2 以上であることが確認できること。

【省エネ改修工事内容確認書】

- 省エネタイプを選択した場合に提出してください。

【委任状】

- 代理の方が申請を行う場合は提出してください。
- 会社が委任を受けた場合は、担当者について記名・押印をしてください。

②加算申請の必要書類

【三世同居・近居】

- 申請時点で同居や近居の状態でないことを確認するための親・子・孫等の対象者全員の住民票の写し
- 近居の場合は、申請時点で 1 km 以上離れていることを確認できる書類（地図等）

③注意

- 補助金交付決定通知書を受け取ってから、工事の契約・工事着手をしてください。
- 申請時の工事内容に変更のある場合は、「補助金交付変更（中止）承認申請書」を提出し、承認を受けてから工事を進めてください。
- ※補助金交付決定を受けた金額に変更のない場合も、工事内容に変更がある場合は提出する必要があります。
- ※補助金交付決定の額の増額は不可です。
- ※変更の承認を受けた後に、変更後契約書を作成してください。

(3) 提出書類の詳細（実績報告時）

①提出書類

【実績報告書】

- 住所の変更があった方は、新しい住所で申請してください。
- ※使用する印鑑は、申請時に押印したものと同一ものを使用してください。

【完成届】

- 業者の方に記入してもらってください。

【補助対象工事等の施行中の施工部分写真】

- 施工箇所ごとに手順が確認できるように撮影してください。
- 台紙に写真を貼り付けるか、A4用紙に写真3枚が入るように印刷してください。

【補助対象工事等の施行後の施工部分写真】

- すべての施工部分の写真（2方向から各1枚）
- ※バリアフリーの改修箇所については、段差解消部分の接写が必要です。

【工事請負契約書のコピー】

- 申請者の方と施工業者が必ず押印してください。
- 契約日及び工事期間が補助金交付決定以後であることを確認してください。
- 補助対象工事以外を含めて契約する場合は、補助対象額（税抜）を記入してください。

【補助対象工事に係る領収書のコピー】

○銀行振込の場合も、領収書は発行してもらってください。

【対象住宅へ転居後の住民票の写し】

○申請時から住所変更をした方は、新しい住所の住民票の写しを提出してください。

【省エネ改修工事内容確認書】

○省エネタイプの方は、設計士に工事内容の確認書を記入してもらい提出してください。

【耐震改修完了報告書及び工事内訳書のコピー】

○安全・安心（耐震）タイプの方は提出してください。

【建築確認の検査済証のコピー】

○増築等を含むリフォーム工事で、建築確認申請が必要な工事については、検査済証のコピーを提出してください。

②加算申請の必要書類

【三世帯同居・近居】

○実績報告時に同居や近居の状態であることを確認するため、親・子・孫等の対象者全員の住民票の写しと、近居の場合は近居の場合は申請住宅から1 km以内に居住していることが確認できる書類（地図等）及びその住宅を所有していることが確認できる書類（登記事項証明書）を提出してください。

(4) 提出書類の詳細（補助金交付請求時）

【請求書】

○申請者名義の口座を記入してください。

8. その他

【注意事項】

- この制度は、一人につき1回まで申請可能です。

- 移住予定者（住民登録を行う予定の者）として申請する場合、現住所が町外の方でも申請可能です。その場合、実績報告時に対象住宅に転居した住民票を添付してください。

- 申請手続等は代理人での手続きも可能です。その場合、委任状が必要になります。

- 補助金の申請前に契約及び工事着手している住宅は補助対象外です。

- 住宅の新築は補助対象外です。